

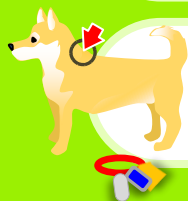
迷子札をつけよう！



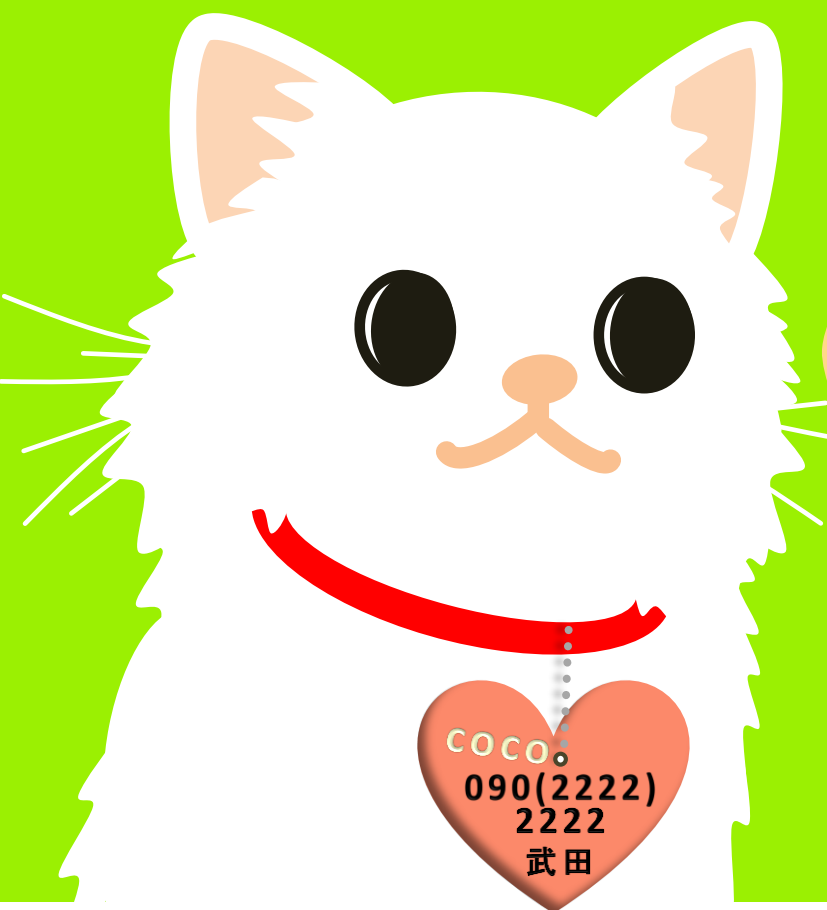
家族の一員である動物が迷子になったときに備えて、身元を示すものをつけましょう。



狂犬病予防法で飼い主に義務付けされている鑑札と狂犬病予防注射済票は必ずつけてください。



首輪が外れたときでも半永久的に識別可能なマイクロチップを入れるなど、二重、三重の対策をとりましょう。



所有者を明確に表示することで、大切な命を守ることができます。

飼っている動物がいなくなった時は、最寄りの保健所にご連絡ください。

- 村山保健所 Tel 023-627-1187
- 最上保健所 Tel 0233-29-1261
- 置賜保健所 Tel 0238-22-3750
- 庄内保健所 Tel 0235-66-4748

山形県環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局 食品安全衛生課 (Tel 023-630-2677)
鮭川村住民税務課 住民生活係 (Tel 0233-55-2111)